令和8年度　浜松市放課後児童会・クラブ　入会のご案内

令和８年度に浜松市が設置する放課後児童会・クラブ（以下「放課後児童会」という。）への入会を希望される方は、この案内をお読みいただき、入会を希望する放課後児童会にて説明を受けるなどして、当案内の記載内容を理解し、誓約書の内容を了承いただいた上でお申し込みください。

入会希望月	入会申込書類提出期限	入会申込書類提出先
令和８年４月 （年度当初）	新入会希望児童（新１年生等） **令和7年12月12日(金)** 令和７年度児童会在籍児童 **令和7年11月14日(金)**	入会を希望する 放課後児童会
令和８年５月以降 （年度途中）	利用希望日の７日前（土日祝日を除く）まで	

申込書類の入手方法

１．「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロード

入会申込書・就労証明書・医師の診断書の様式をダウンロードできます。

書類のダウンロードはこちら

２．放課後児童会にて入手

市内の放課後児童会で入会申込書類を配付しています。

申込書類の提出先

入会を希望する放課後児童会へ提出してください

※各放課後児童会の所在地や連絡先等は「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」にてご確認ください。

※転居・転校等により、申込書類提出期限までに就学先の小学校が決まらない場合は、利用する可能性のあるすべての放課後児童会へ入会申込書類をご提出いただき、提出時に複数の放課後児童会へ申込みをしていることをお伝えください。

児童会一覧はこちら

お問い合わせ

１．入会手続き・選考・運営について

入会を希望する放課後児童会へ直接お問い合わせください

※各放課後児童会の所在地や連絡先等は「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」にてご確認ください。

連絡先等はこちら

２．制度（保護者負担金の減免等）について

浜松市教育委員会　学校・地域連携課　児童会管理グループ　　053-457-2423

目次

1. 放課後児童会とは 2
2. 入会要件 2
3. 開所日 3
4. 開所時間 3
5. 利用できる放課後児童会 3
6. 保護者負担金 4
7. 保護者負担金の減免制度について 5
8. 利用にあたっての注意事項 6
9. 入会までの流れ（令和８年４月から利用する場合） 7
10. 入会申込について 8
11. 入会選考について 9
12. 入会決定について 9
13. 入会辞退について 10
14. 休会について 10
15. 退会について 10
16. よくあるご質問 11
参考 誓約書 14
参考 令和８年度に開設予定の民間事業者が設置する放課後児童会（クラブ）について 15

1. 放課後児童会とは

浜松市では、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の生活と遊びの場として、放課後児童会を開設しています。放課後児童会は、放課後における児童の健全育成を目的としています。

2. 入会要件

小学校１年生から６年生までの児童で、次の(1)～(4)の要件を満たしていることが必要です。

(1) 就労、疾病、入院、障害、要介護、家族の看護や介護、就学、災害などの理由により、保護者が昼間家庭にいない、または、当該児童への対応ができない状況にあること。
(2) 浜松市立の小学校へ就学または就学予定であること。
(3) この「入会のご案内」の記載内容を理解し、誓約書の内容を承諾したうえで、入会申込書を提出すること。
(4) 過去に放課後児童会を利用した際に、保護者負担金の未納がない家庭であること。

入会事由	保護者の状況	入会可能期間
就労※1	・通常の授業が行われる日において、1・2年生は午後2時を過ぎる、3年生以上は午後3時を過ぎる時間※2まで労働等が行われている ・就労時間が月64時間※3以上である	就労している期間 （勤務内定の場合、入会月に1日以上の勤務が必要です）
疾病・入院・障害・要介護	・病気や障害等による入院や療養のため、児童の対応ができない	退院または療養を必要としなくなるまで
家族の看護や介護	・家族の看護や介護のため、児童の対応ができない	看護、介護を必要としなくなるまで
就学	・大学や大学院等に在学中であり、児童が帰宅する放課後の時間帯に家におらず、児童の対応ができない	就学している期間
その他	・不慮の事故や災害などにより市が必要と判断したとき	市が必要と判断した期間

※1　産前産後休業中（産前6週間以内、産後8週間以内）は利用できますが、育児休業取得期間中は利用できません。育児休業中は一度退会していただき、育児休業から復帰する際に再度入会申込をしてください。
※2　「午後2時(午後3時)を過ぎる」は、午後2時00分(午後3時00分)勤務終了は対象になりません。
※3　休憩時間を除いた実働時間が64時間以上であることが必要です。
※4　放課後児童会は年間を通じて利用いただくことを前提としているため、夏休みなどの長期休暇のみの利用はできません。

3. 開所日

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までのうち、以下を除く日

除外日　日曜日、祝日、盆休み（８月１３日から８月１５日）および年末年始（１２月２９日から翌年１月３日）

※災害発生や特別警報発令に伴い、臨時に休所することがあります。

※開所日であっても利用希望者がいない、施設が利用できない等の理由から、閉所することがあります。

※利用人数が少ない場合は、複数の放課後児童会を集約して合同開所することがあります。

※その他、学校行事の振替休業日等で放課後児童会ごとに異なる対応をとることがあります。

4. 開所時間

学校の授業日	学校終業時から午後６時３０分まで
土曜日	午前８時から午後６時３０分まで
長期休業日・学校行事の振替休業日	午前８時から午後６時３０分まで

5. 利用できる放課後児童会

(1) 平日（学校の授業日、長期休業日等）の利用

就学または就学予定の小学校児童を受入対象とする放課後児童会

※市が設置する放課後児童会は、「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」で確認できます。

児童会一覧はこちら

(2) 土曜日の利用

平日に浜松市が設置する放課後児童会を利用しており、就労証明書等で、保護者の土曜日の就労等が確認できる家庭の児童のみ利用できます。

【土曜日放課後児童会一覧】　※令和７年度の開設場所

	開設場所	放課後児童会名		開設場所	放課後児童会名
中央区	県居小学校	あがたい放課後児童会	浜名区	浜名小学校	浜名第一ビーバークラブ
	中部小学校	中部学園放課後児童会		北浜北小学校	第一すずらんクラブ
	瑞穂小学校	みずほ放課後児童会		北浜小学校	第二秋桜クラブ
	有玉小学校	ありたま放課後児童会		北浜南小学校	北浜南たんぽぽクラブ
	和田小学校	和田っ子放課後児童会		中瀬小学校	第一パンサークラブ
	笠井小学校	かさいっこ第2放課後児童会		赤佐小学校	赤佐タイガークラブ
	白脇小学校	しらわき放課後児童会		新原小学校	新原スマイルクラブ
	豊岡小学校	とよおか放課後児童会		気賀小学校	気賀放課後児童会
	葵西小学校	葵西放課後児童会		井伊谷小学校	井伊谷放課後児童会
	入野小学校	めだか放課後児童会		三ヶ日東小学校	三ヶ日東放課後児童会
	和地小学校	わじ第1放課後児童会			

※令和７年度の開設場所であるため、令和８年度は変更になる可能性があります。

※指定された開設場所から１か所選択していただきます。

※お住まいの区等により、選択できる開設場所が異なります。

※土曜日の利用方法などの詳細は、入会決定後にご案内します。

6. 保護者負担金

保護者負担金は**「基本料」を浜松市が徴収**し、
その他おやつ代や保険料などの**「会費」を各放課後児童会の運営事業者が徴収**します。

(1)　基本料　（浜松市が徴収）

①　基本料の金額

利用区分ごとの基本料は以下のとおりです。

利用月等		基本料
①平日	通常月（８月を除く）	月額　８，０００円
	８月	月額　１０，０００円
②土曜日		日額　７００円

※平日の基本料については、休会届が提出されていない限り、出欠にかかわらず月額基本料を徴収します。日割り計算はしません。月の途中で入会又は退会した場合でも、月額基本料を徴収します。

※退会や休会をする場合は、提出期限までに必ず退会届または休会届を放課後児童会に提出してください。（詳細は「14. 休会について」「15. 退会について」をご覧ください。）

※土曜日に利用した場合は、月ごとの利用実績に応じて金額を決定します。また、土曜日の利用に際して、予約期限及び予約取消期限を設けていますので、期限を過ぎてから予約を取り消す場合は原則として土曜日に係る基本料を徴収します。

②　徴収方法

支払方法	原則、**「口座振替」**
引き落とし日	利用月の翌月末（休日の場合は、翌営業日）

③口座振替手続き方法

入会決定者に手続き案内をお渡しします。

＜手続き方法＞

➤Web口座振替受付サービス

➤取扱金融機関窓口

※金融機関が口座振替依頼書等を受理してから、事務処理のために口座振替開始までに多少時間がかかる場合がありますので、指定する期日までに必ず登録を行ってください。期日を過ぎた場合は、口座振替が開始されるまで、納付書により金融機関窓口にて納付をお願いします。

※令和７年度から継続して放課後児童会を利用しており、すでに口座振替の手続きがお済みの方は手続きが不要です。（ただし、転校等により、令和７年度と在籍する小学校が異なる場合は、改めて口座振替申込をしていただく必要があります。）

※登録した口座を変更する場合は、再度、口座振替申込をしていただく必要があります。

※兄弟姉妹で同時に利用する場合は、児童１人ごとに口座登録が必要です。

(2)　会費　（運営事業者が徴収）

会費（おやつ代、保険料等）の金額や徴収方法は、放課後児童会の運営事業者からご案内します。

7. 保護者負担金の減免制度について

就学援助受給世帯や、兄弟姉妹が３人以上同時に児童会を利用する場合は、平日の保護者負担金月額基本料を減免します。手続き等の詳細は、入会決定後にご案内します。

(1) 減免後の保護者負担金（基本料）

基本料 減免区分	通常月（８月を除く）	８月
就学援助受給世帯	月額　４，０００円	月額　５，０００円
兄弟姉妹３人以上同時利用の場合の３人目以降の児童 （年齢が上の児童から適用）	月額基本料の半額 （就学援助受給世帯は重複適用あり）	月額基本料の半額 （就学援助受給世帯は重複適用あり）

※児童１人あたりの平日利用分の月額基本料です。

※土曜日利用分は、減免されません。

※年度途中からの減免適用については、減免決定通知に記載される月から適用となります。

※減免区分に該当しなくなった場合は、速やかに市に届け出てください。

(2) 減免適用時期

基本料 申請時期	減免適用時期
毎月２０日までに申請	原則、申請月の月額基本料から減免 ※申請月の翌月までにお知らせ
毎月２１日以降に申請	原則、申請月の翌月の月額基本料から減免 ※審査結果は申請月の翌々月までにお知らせ

(3) 減免区分「就学援助受給世帯」で申請する場合の留意点

※減免区分「就学援助受給世帯」で申請する場合、就学援助が認定されるまでの期間は減免前の月額基本料をお支払いいただきます。減免決定後、支払済みの月額基本料のうち減免額をお返しします。

※就学援助について、年度はじめの申込期限までに申請した場合は、例年６月初旬に審査結果が出ます。その後、保護者負担金の減免の審査結果を７月下旬頃にお知らせします。

例：年度はじめの申込期限までに就学援助を申請
⇒ ４月分基本料（５月末支払）：減免前の金額を支払　→減免決定後、減免額を返還
５月分基本料（６月末支払）：減免前の金額を支払　→減免決定後、減免額を返還
６月分基本料（７月末支払）：減免後の金額を支払

8. 利用にあたっての注意事項

以下の注意事項を確認し、誓約書（P14参照）の内容を了承いただいた上で申込みをしてください。

(1) 利用について

・放課後児童会は、保護者が昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場です。仕事がお休み等で保護者が家庭にいる日は利用できません。
・欠席する場合は、各放課後児童会が定める方法で必ず連絡してください。
・放課後児童会入会後、保護者の就労先や就労状況、家庭環境等が変わった場合は、必ず在籍している放課後児童会に申し出てください。
・放課後児童会は集団生活の場になります。児童には集団活動のルールを守るよう指導しています。保護者も利用上のルールを守り、放課後児童会の運営にご協力いただきますようお願いします。

(2) 放課後児童会での生活について

・放課後児童会では、自主勉強・読書・自由遊び・集団遊びなど適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ります。
・放課後児童会は、遊びや生活の場であるため、学習指導は行いません。宿題などは保護者がご自宅で必ず確認してください。
・長期休業中や、学校行事・短縮日課などで給食がないときは、お弁当を持たせてください。（運営事業者によっては、お弁当の発注を受け付けている場合があります。）

(3) 送迎について

・開所時間内の送迎を厳守してください。
・仕事が終わり次第、速やかに迎えに来てください。
・送迎は、原則として保護者等（父母、祖父母、高校生を除く18歳以上の兄姉および同居親族）が行ってください。
・迎え、並びに長期休業中や土曜日の来会は、保護者等に児童を直接引渡すことが原則です。ただし、習い事等に行くための児童のみでの退出（１６時以降は不可）、長期休業中の児童のみでの来会は、事前に誓約書を提出いただくことを条件として認めています。各放課後児童会へご相談ください。
・安全管理上、児童のみでの学校行事等以外の中抜け（一時的に児童会を退出し、再度来会すること）は認めていません。

(4) 他機関との連携について

・児童を安全にお預かりするために保育園・幼稚園・学校等の関係機関と必要な情報共有を図ります。
・「児童虐待の防止等に関する法律」により、放課後児童会は、虐待に気づいた時、虐待が疑われる時、虐待の通報が入った時に速やかに児童相談所等へ通告する義務があります。

9. 入会までの流れ（令和８年４月から利用する場合）

① 入会申込書類の入手（10月～11月）

＜申込書類の入手方法＞

1．「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロード

2．浜松市放課後児童会にて入手

※新１年生は、就学時健康診断時等の機会に、案内があります。

書類のダウンロードはこちら

② 入会申込

利用を希望する放課後児童会へ入会申込書類を提出

新入会希望児童（新1年生等）　**12月12日(金）必着**

令和７年度児童会在籍児童　**11月14日(金）必着**

入会要件を満たしている場合

入会要件を満たしていない場合

③ 入会選考（12月～1月）

「浜松市放課後児童会選考基準」をもとに合計点数の高い順に決定

④-3 入会不承諾（2月）

④-1 入会決定通知（2月）

・入会決定通知書の受領

④-2 入会保留（2月）

定員以上の申込があった場合

⑤-1 入会手続き（2月～3月）

・児童台帳提出

・誓約書提出

・口座振替登録

・基本料減免申請（該当者のみ）

⑤-2 入会辞退（3月）

・辞退届提出

⑤-3 待機登録

入会辞退等により空きが出次第、児童会から連絡

⇒「④-1入会決定通知」へ

※待機中に児童会の利用の必要がなくなった場合

⇒「⑤-4 申込取下げ」へ

⑤-4 申込取下げ

⑥ 利用開始（4月）

10. 入会申込について

期限までに入会申込書に必要な書類を添えて利用を希望する放課後児童会へ提出してください。年度当初からの利用と年度途中からの利用では、提出期限が異なりますのでご注意ください。

(1) 申込書類の入手方法

① 「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロード

入会申込書・就労証明書・医師の診断書の様式をダウンロードできます。

書類のダウンロードはこちら

② 放課後児童会にて入手

市内の放課後児童会で入会申込書等を配付しています。

(2) 提出書類

① 入会申込書

② 入会事由等を確認できる書類　（下表参照）

入会事由	添付書類
就労	保護者・祖父母※の就労証明書 ※変則就労の場合：直近３ヶ月のシフト表等勤務状況がわかるものも添付
疾病/入院	保護者・祖父母※の状態を証明する医師の診断書
障害	保護者・祖父母※の障害者手帳の写しまたは医師の診断書
家族の看護	看護する家族の状態を証明する医師の診断書
要介護	保護者・祖父母※の認定通知書の写しまたは介護保険資格者証の写し
家族の介護	介護する家族の介護認定通知書の写しまたは介護保険資格者証の写し
就学	保護者の在学証明書およびカリキュラムの確認ができる書類

※祖父母は、同居の祖父母（年齢問わず）および学区内に居住する祖父母（令和８年３月３１日時点で７０歳未満）のこと。

※就学先小学校が未定のため、複数の放課後児童会へ申込む場合、添付書類は写しの提出も可能です。写しを提出する場合は、写しの指定欄に申込書を提出したすべての児童会名を記入してください。

③ 児童の状況が確認できる書類　（該当する場合のみ）

児童の状況		添付書類
障害	児童が障害者手帳等を所持している場合	障害者手帳等の写し
学区外就学 （新入学児童のみ）	指定校以外の学校に就学する場合	学区外就学許可書（教育委員会の許可）の写し

※申込書提出期限までに学区外就学の許可が下りない場合があります。その場合は、児童会へ学区外就学の申請をしていることを伝え、許可が下り次第、学区外就学許可書の写しを提出してください。

(3) 申込書等提出期限

令和８年４月から利用する場合

新入会希望児童（新1年生等）　　**令和７年１２月１２日**（金）必着

令和７年度児童会在籍児童　　**令和７年１１月１４日**（金）必着

※すべての書類を揃えたうえで、期限までに提出してください。期限までの提出が間に合わない書類がある場合は、放課後児童会へご相談ください。

※期限後に提出された場合は、定員に空きが発生次第、期限内申込をしたが待機となった児童と合わせて入会選考を行います。

年度途中から利用する場合

利用希望日の７日前（土日祝日を除く）まで

※空きがない場合は待機登録となり、空きが発生次第、他の待機児童と合わせて入会選考を行います。（選考方法は４月入会と同じ）

(4) 申込書等提出先

入会を希望する放課後児童会

※放課後児童会の所在地や連絡先等は「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」にてご確認ください。

児童会一覧はこちら

※転居・転校等により、申込書提出期限までに就学先の小学校が決まらない場合は、利用する可能性のあるすべての放課後児童会へ入会申込書等をご提出いただき、提出時に複数の放課後児童会へ申込みをしていることをお伝えください。就学先小学校が決定したら、申込書を提出したすべての放課後児童会へ連絡してください。

※申込書提出後に、世帯状況や就労状況等に変更があった場合は、すみやかに放課後児童会に連絡してください。提出された書類を基に入会の選考を行いますので、後から事実が判明した場合、入会決定を取り消す場合があります。

11. 入会選考について

(1) 「浜松市放課後児童会選考基準」に基づき、運営事業者が入会選考を行います。

(2) 父母で就労時間等が異なる場合や、祖父母で介護等の状況が異なる場合は、低い方の点数を適用します。

(3) 入会選考の際、運営事業者における記載内容の確認が困難な場合に限り、運営事業者からの確認依頼に基づき浜松市が調査および確認を行います。

(4) 提出書類に虚偽の記載内容が確認された場合、入会をお断りすることがあります。

12. 入会決定について

(1) 選考結果は入会申込をした放課後児童会から通知します。

(2) 入会保留となり、待機登録を希望する場合は放課後児童会へご連絡ください。

(3) 入会決定者の中から辞退や退会等により空きが生じた場合は、待機登録者の中で再度入会選考を行います。待機登録を取り止める際は必ずその旨ご連絡ください。

13. 入会辞退について

入会決定通知書を受領したものの、入会の必要がなくなった場合は、運営事業者が指定する日までに「入会辞退届」を放課後児童会へ提出してください。

(1) 入会辞退届の提出期限

利用期間の初日の前日（土・日等の場合はその前日）まで（必着）

(2) 提出先　入会を予定していた放課後児童会

(3) 提出書類　入会辞退届

※提出期限までに入会辞退届が提出されなかった場合は、利用がなくても保護者負担金（基本料）を徴収します。

14. 休会について

放課後児童会は年間を通じて利用していただくことを前提としているため、以下の場合のみ休会を認めています。

例）・産前産後休業中（産前６週間・産後８週間）

・夏休み等長期休業中に祖父母の家等で過ごす場合

放課後児童会を休会する場合は、事前に放課後児童会に申し出て、必ず休会届を提出してください。

(1) 休会届の提出期限

休会を希望する月の前月２０日（土・日等の場合はその翌日）まで（必着）

(2) 提出先　在籍する放課後児童会

(3) 提出書類　休会届

例：８月に休会する場合　７月２０日まで

※月単位で申請してください。

※休会可能期間は、原則最長で２ヶ月です。休会期間中は基本料を徴収しません。ただし、提出期限までに休会届が提出されなかった場合は、月間全ての日を欠席しても保護者負担金（基本料）を徴収します。

15. 退会について

転校、家庭の都合、育児休業取得開始等により退会する場合は、必ず提出期限までに退会届を提出してください。

(1) 退会届の提出期限

退会日の属する月の２０日（土・日等の場合はその翌日）まで（必着）

(2) 提出先　在籍する放課後児童会

(3) 提出書類　退会届

例：８月末に退会する場合　８月２０日まで

※提出期限までに退会届が提出されなかった場合は、退会月の翌月の保護者負担金（基本料）を徴収します。月の途中で退会された場合も基本料の日割り計算はいたしません。

16. よくあるご質問

No.	質問内容	回答
1	申込書類はどこで入手すればよいですか。	「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」からのダウンロード又は放課後児童会で入手してください。 （入会のご案内表紙参照）
2	入会申込はいつまでに、どこで行えばよいですか。	令和８年４月（年度当初）からの利用を希望する場合、新入会希望児童（新１年生等）は令和７年12月12日（金）まで、令和７年度児童会在籍児童は令和７年11月14日（金）までに入会を希望する放課後児童会へ必要書類を提出してください。
3	入会申込は、毎年度必要ですか。	必要です。 毎年度入会申込を行ってください。
4	申請するにあたって必要な書類が提出期限に間に合わなかった場合はどうすればよいですか。	提出期限前に、申し込みを行う児童会へご相談ください。
5	利用にあたって費用はかかりますか。	保護者負担金として「基本料」を浜松市が、おやつ代や保険料などの「会費」を各放課後児童会の運営事業者が徴収します。
6	保護者負担金の「基本料」はいくらですか。	平日は月額8,000円（８月除く）、８月のみ10,000円です。 土曜日は日額700円です。
7	保護者が何時まで就労していれば入会ができますか。	通常の授業が行われる日において、 ①１・２年生は午後2時を過ぎる、３年生以上は午後３時を過ぎる時間まで労働等が行われている、 ②就労時間が月64時間以上であるの両方の条件を満たす必要があります。
8	保護者の就労について、日数の定めはありますか。	日数の決まりはありませんが、勤務内定の場合、入会月に１日以上の勤務が必要です。
9	現在求職中で就労先が決まっていません。放課後児童会を利用することはできますか。	入会の要件が確認できないため、入会できません。
10	保護者の休みが水曜日なのですが、水曜日は放課後児童会を利用することはできますか。	仕事がお休み等で保護者が家庭にいる日は、利用することはできません。 保護者が就労等により児童への対応ができない日のみ、放課後児童会を利用できます。

11	新年度に１年生になりますが、入学式前から利用できますか。	４月１日から利用できます。
12	育児休暇を取得していますが、利用できますか。	産前産後休業中は利用できますが、育児休業中は利用できません。 育児休業中は一度退会していただき、復帰する際に再度入会申込をしていただくことになります。
13	在宅勤務（リモート勤務）をしている場合は利用できますか。	在宅勤務をしている場合は、仕事を休んで家にいるものではないため利用が可能です。
14	家族の介護をしていますが、利用はできますか。	家族の看護や介護のために、児童の対応ができない場合は利用可能です。
15	週に２日習い事をしているため、３日間のみ利用したいと考えています。毎日利用しなくても申込できますか。	可能です。 ただし、保護者負担金の「基本料」は月額で徴収します。「会費」については各児童会までお問い合わせください。
16	就労開始前でも就労証明書の提出は必要ですか。	必要です。就労予定ということで雇用主に就労証明書を作成してもらい、提出してください。
17	自営業の場合、就労証明書に加えて提出する書類はありますか。	「自営業主」「自営業専従者」の場合、は、就労証明書に個人事業の開業届（控）、営業許可書、直近の確定申告書（控）のいずれかのコピーを添付してください。
18	就労証明書は、本社に書いてもらう必要はありますか。	必要はありません。証明書の発行について、支店や営業所等に委任されている場合は、支店等の証明でも問題ありません。
19	市指定の就労証明書以外の様式（昨年度までの様式、企業独自の様式）の就労証明書も有効ですか。	可能ですが、入会審査に必要な項目が不足する場合、追記いただく必要が有ります。早めに放課後児童会までご相談ください。
20	既定の就業終了時刻で仕事を終えると月64時間に達しないのですが、常時残業があり64時間を超えます。申込はできますか。	雇用主が残業の実態を就労証明書に記載いただければ残業時間を含めて入会選考を行います。就労実績欄及び備考欄に記載してもらってください。

21	有期雇用の場合で、契約更新が見込まれる場合でも、期日が到来した場合改めて就労証明書を提出する必要はありますか。	更新予定がある場合は、雇用主が就労証明書のNo.14雇用契約の満了後の更新の有無において、「有」と証明いただければ、改めての提出は不要です。 雇用主による証明がない場合、又は更新後に契約期間や就労時間等が変わった場合は、改めて就労証明書を提出してください。
22	保育園の入園用の就労証明書を使うことはできますか。	可能です。 保育園の入園用の就労証明書と同様の書式です。 ただし、複数の放課後児童会に申し込む場合は、入会申込を行うすべての放課後児童会名を、欄外に記載してください。
23	民間の事業者が設置する放課後児童会と併願することはできますか。	可能ですが、浜松市が設置する放課後児童会の利用が不要になった場合は、早めに放課後児童会までご連絡ください。
24	民間事業者が設置する放課後児童会へはどのように申し込みますか。	令和8年度に開設予定の民間事業者が設置する放課後児童会をP15にまとめました。詳細や申込方法・申込期限については直接運営主体にお問い合わせください。

参考　誓約書

※放課後児童会へ提出していただくのは入会決定後です

誓　約　書

「浜松市放課後児童会(クラブ)　入会のご案内」の内容を確認し、放課後児童会（クラブ）の趣旨を十分理解した上で入会し、以下の事項について誓約いたします。

１　児童会（クラブ）活動中に起きた事故によるケガなどへの対応は、入会児童が加入する保険の適用により行われることを承諾します。

２　入会児童同士、あるいは保護者間でのトラブルが起きた場合は、児童会（クラブ）のスタッフを中立の立場とし、当事者間で円満な解決を図るよう努めます。

３　入会児童への対応に配慮が必要と認められた場合に、児童会（クラブ）のスタッフが小学校等での児童の情報について確認・照会することを承諾します。

４　次に掲げる項目を遵守することを約束します。

ア　病気やけがにより、入会児童の体調が急変した旨の連絡を受けたとき及び、災害等の対応により、児童会から早期に引き渡し連絡があった場合は、直ちに児童会（クラブ）に入会児童を迎えに行きます。

イ　感染症の発症時または疾病による発熱時は、児童会（クラブ）を欠席します。

ウ　欠席するときは、必ず児童会（クラブ）に連絡します。

５　次に掲げる項目に該当したときは退会を含めた指導に応じます。

ア　児童の言動が集団生活に支障をきたすと認められるとき。

※　基本的生活習慣が身についていない、児童会（クラブ）のスタッフの注意を聞かない、暴力行為や暴言などにより対人関係をうまく築くことができない等の場合。

イ　入会の要件を欠き、資格がなくなったとき。

※　入会決定後または入会後に、保護者の就労状況や家庭環境等が変わり、入会基準を満たさなくなった場合。

ウ　指定された期日までに保護者負担金を納めないとき。

エ　管理運営上で支障があると認めたとき。

※　入会申込書等の申請内容が事実と異なる、休会届を提出せず長期間の欠席が続く、決められた送迎時間が守られない、入会児童・保護者の言動が著しく他の児童・児童会（クラブ）のスタッフの心身や運営に支障をきたすことが認められる等の場合。

参考 令和８年度に開設予定の民間事業者が設置する放課後児童会（クラブ）について

令和８年度に開設予定の、民間事業者が設置する放課後児童会（クラブ）は以下のとおりです。（令和7年8月11日現在）

最新情報は「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」でご確認ください。

なお、各放課後児童会（クラブ）の詳細や申込方法、申込期限等については、各運営主体に直接お問い合わせください。

最新の一覧はこちら

児童会名	区	開設場所	問合せ先（電話番号）
ESL Academy	中央	浜松市中央区高林四丁目8-7	(053)488-9995
学童保育チャレンジキッズ	中央	浜松市中央区大瀬町27-99	(090)6803-3668
春日小学生クラブ	中央	浜松市中央区馬郡町2560	(053)592-1600
シャオールスマイルスクール	中央	浜松市中央区半田山一丁目13-5	(053)432-7252
ZoooT!	中央	浜松市中央区恩地町291	(090)5617-1746
STAR新津	中央	浜松市中央区新津町603	(080)7202-9630
めぐみの学童クラブ	中央	中央区志都呂町1565-1	(050)6869-8255
あゆみの森キッズ倶楽部【貴布祢UNIT】	浜名	浜松市浜名区貴布祢526-6	(053)589-3458
あゆみの森キッズ倶楽部【寺島UNIT】	浜名	浜松市浜名区寺島2898-3	(053)584-2343
きじの里放課後児童クラブ	浜名	浜松市浜名区染地台五丁目4-3	(053)589-3363
さくらクラブ	浜名	浜松市浜名区於呂2442-1	(070)5463-3626
染地台放課後児童クラブ	浜名	浜松市浜名区染地台一丁目31-2	(070)1491-3011
みゅうのおか児童クラブ	浜名	浜松市浜名区根堅2596-1	(053)545-6381
もくれんクラブ	浜名	浜松市浜名区寺島1857	(070)5463-3589
若竹塾　放課後児童教室	浜名	浜松市浜名区小松261	(053)584-5125
やまびこ児童クラブ	天竜	浜松市天竜区山東3382-5	(053)925-1130
やまびこ第2児童クラブ	天竜	浜松市天竜区山東3382-5	(053)925-1130